

制定：2016年9月9日

改定：2018年6月18日

投稿論文助成金規程（日本獣医解剖学会/獣医解剖分科会）

以下の規程に従って投稿論文助成金を支給する。

①1年間（会計年度8月1日～翌年7月31日）1人当たり3万円（受取額）を上限として助成する。

②対象雑誌は Pub Med に掲載されている国際英文誌
（筆頭著者や責任著者でなくても、共著者であれば可）

③助成金受給資格

- ・申請時に獣医解剖分科会正会員であり、会員歴3年以上（学生会員歴含む）。
- ・申請時に当該年度の日本獣医学会・年会費を支払い済みのこと。
- ・申請時までの過去5年以内に、日本獣医学会学術集会の獣医解剖分科会、アジア獣医解剖学会学術集会で合計3機会以上、出席および発表（共著含む；たとえば同じ第〇〇回学術集会で3回発表しても1機会とみなす）の実績があること。

④助成金申請に際しては、下記の資料を会長、副会長に送信すること。

- ・論文掲載費請求書のコピー
- ・投稿論文の第1ページのコピー
- ・3機会以上出席した学術集会の名称
- ・3機会以上発表した学術集会の名称、演題番号、演題名、著者名

⑤会長、副会長による④の資料の確認後、会計担当者より申請者に助成金が支給される。

（注1）たとえば同一の投稿論文で正会員3名が共著の場合、9万円を補助することも可能（この1報でこの3名のその年度の補助は終了）であるし、どなたか1名分の3万円を補助することもできる（この場合、他の2名分は、その後に同一年度内に補助可）。

（注2）複数の投稿論文に対して、一人当たり合計3万円（上限）を助成することも可能。

(注3) 源泉税の納税については、個人に任せる。

(注4) 助成金が大学管理の口座に入金されたことを証明するため、後日、確認書(入金を証明できるもの；様式任意)を提出する。